

別添

「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。</p> <p>今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>1～12 （略）</p> <p>13 頭部保護帽</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる機能を有するものであって、スポンジ及び革又はプラスチックを主材料にして<u>製作され、歩行が困難な者の頭部を保護することのみを目的とする</u>ものに限られるものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">（2）・（3） （略）</p> <p>14・15 （略）</p> <p>16 歩行補助つえ</p> <p style="padding-left: 2em;">松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・</p>	<p>今般、消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が本年5月15日に、関係政省令、告示が6月7日及び9月26日に、それぞれ交付され、10月1日から施行されることとなった。</p> <p>今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>1～12 （略）</p> <p>13 頭部保護帽</p> <p style="padding-left: 2em;">（1）ヘルメット型で、<u>歩行が困難な者が</u>転倒の際に頭部を保護できる機能を有するものであって、スポンジ及び革又はプラスチックを主材料にして、<u>個別に採寸等を行い製作される</u>ものに限られるものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">（2）・（3） （略）</p> <p>14・15 （略）</p> <p>16 歩行補助つえ</p> <p style="padding-left: 2em;">松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・</p>

改正後	現行
<p>クラッチ及び<u>多脚つえ</u>に限られ、それ以外のつえは、該当しないものであること。</p> <p>17～36 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>視覚障害者</u>安全つえのマグネット付き石突交換</p> <p>(2) 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、イヤホン交換</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>クラッチ及び<u>多点杖</u>に限られ、それ以外のつえは、該当しないものであること。</p> <p>17～36 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>盲人</u>安全つえのマグネット付き石突交換</p> <p>(2) 補聴器の重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、<u>FM型用ワイヤレスマイク充電交換、FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換、FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換、</u>イヤホン交換</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4 (略)</p>